

生命傷害共済特約集

平成26年10月1日

神奈川県火災共済協同組合

(別紙第1号)

災害割増特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
う	運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
き	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
	共済金	災害死亡共済金、災害高度障害共済金または災害後遺障害共済金をいいます。
	共済金額	共済契約証書記載の災害死亡共済金額をいいます。
こ	後遺障害	被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害、または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が症状の固定した場合で、普通共済約款別表2に掲げるものをいいます。
	工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。

	交通乗用具	第5条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。
	高度障害状態	傷害により、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が症状の固定をした後のもので、普通共済約款別表1に掲げるものをいいます。
し	事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
	主契約	この特約が付帯される生命傷害共済契約または傷害共済契約をいいます。
	傷害	事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
ち	治療	医師（注）による治療をいいます。
		<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">（注） 次のアからウまでのとおりとし、以下同様とします。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. 当組合が日本の医師の資格を持つ者と同等と認めた日本国外の医師を含みます。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師とします。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ. 柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。</p>

第 2 条 （共済金を支払う場合）

当組合は、被共済者が、共済期間中（注1）に、日本国内または国外においてその身体に被った次の①から⑥までに掲げるいずれかの傷害（注2）

に対して、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約に従い共済金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具（注3）との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注3）の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害
 - ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注4）に搭乗している被共済者（注5）または乗客（注6）として改札口を有する交通乗用具の乗降場敷地内（注7）にいる被共済者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
 - ③ 道路通行中の被共済者が、次のアからエまでに掲げる事故のいずれかによって被った傷害
 - ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ. 火災または破裂・爆発
 - エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等
 - ④ 建物の外壁の崩落または建物の火災。ただし、崩落または火災の発生時に、被共済者が、その建物内にいた場合に限ります。
 - ⑤ 台風竜巻
 - ⑥ 落雷
- (注1) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。
- (注2) 以下「災害」といいます。

- (注3) 交通乗用具に積載されているものを含みます。
- (注4) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注5) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。
- (注6) 入場客を含みます。
- (注7) 改札口の内側をいいます。

第 3 条 (共済金を支払わない場合—その1)

(1) 当組合は、次の①から⑱までのいずれかの事由に該当した場合、共済金を支払いません。

- ① 被共済者の自殺
- ② 共済契約者(注1)または被共済者の故意または重大な過失
- ③ 共済金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
- ④ 被共済者の闘争行為または犯罪行為
- ⑤ 被共済者に対する刑の執行
- ⑥ 被共済者の精神障害(注3)または泥酔状態の間に生じた事故
- ⑦ 被共済者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑧ 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当組合が共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、共済金を支払います。

- ⑨ 被共済者の薬物依存（注4）による事故
- ⑩ 被共済者が普通共済約款別表4に掲げる運動等を行っている間に生じた事故
- ⑪ 被共済者が、法令に定められた運転資格（注5）を持たないで、または、運転資格の停止期間中に自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑫ 被共済者が、酒に酔った状態（注6）で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑬ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑭ 地震、噴火または津波
- ⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注7）
- ⑯ 核燃料物質（注8）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注9）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑰ ⑭から⑯までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑱ ⑯以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2） 共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注3） 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。（普通共済約款別表5）

(注4) 薬物依存とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の基本分類表番号F11からF19に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。(普通共済約款別表5)

(注5) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注6) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注7) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注8) 使用済燃料を含みます。

(注9) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当組合は、被共済者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第4条 (共済金を支払わない場合—その2)

(1) 当組合は、次の①から④までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、共済金を支払いません。

① 次のアからウまでのいずれかに該当する間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(注1)をしている間または道路上で競技等(注1)に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間につ

いては、共済金を支払います。

ア. 被共済者が交通乗用具を用いて競技等（注1）をしている間

イ. 被共済者が交通乗用具を用いて競技等（注1）を行うことを目的とする場所において、競技等（注1）に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間

ウ. 被共済者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等（注1）をしている間または競技等（注1）に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間

② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被共済者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注2）以外の航空機を被共済者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間

④ 被共済者が次のアからエまでに掲げる航空機のいずれかに搭乗している間。

ア. グライダー

イ. 飛行船

ウ. モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機

エ. ジャイロプレーン

（注1） 次のアからウまでのいずれかのことを行うことをいいます。

ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習

イ. 訓練。ただし、自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。

ウ. 性能試験を目的とする運転または操縦

(注2) 定期便であると不定期便であるとを問いません。

(2) 当組合は、被共済者が職務として次の①または②に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、共済金を支払いません。

① 交通乗用具への荷物等（注）の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等（注）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（注）の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

(注) 荷物、貨物等をいいます。

第 5 条 (交通乗用具の範囲)

この特約においては、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。

軌道を有しない陸上の乗用具	<p>自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。）</p> <p>（注） 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。</p>
空の乗用具	<p>航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機、ジャイロプレーン）</p> <p>（注） ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p>
水上の乗用具	<p>船舶（ヨット、モーターボート・水上オートバイおよびボートを含みます。）</p> <p>（注） 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。</p>
その他の乗用具	<p>エレベーター、エスカレーター、動く歩道</p> <p>（注） 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。</p>

第 6 条 （災害死亡共済金の支払）

当組合は、被共済者が共済期間中（注）に災害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、

共済契約証書に記載される災害死亡共済金額の全額を災害死亡共済金として共済金受取人に支払います。

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

第 7 条 (災害高度障害共済金の支払)

(1) 当組合は、被共済者が共済期間中(注)に災害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態に該当した場合は、共済契約証書に記載される災害高度障害共済金額の全額を災害高度障害共済金として共済金受取人に支払います。

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

(2) 被共済者が責任開始日以前にすでにあった障害状態に責任開始日以後に発生した災害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当した場合は、災害高度障害共済金として共済金受取人に支払います。ただし、責任開始日以前にすでにあった障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない災害に限ります。

第 8 条 (災害後遺障害共済金の支払)

(1) 当組合は、被共済者が共済期間中(注)に災害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害状態に該当した場合は、次の算式によって算出した額を災害後遺障害共済金として共済金受取人に支払います。

災害後遺障害共済金の額

=

共済金額

×

普通共済約款別表2の
1から10までに掲げる割合

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当組合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を災害後遺障害共済金として支払います。
- (3) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当組合は、それぞれに対して(1)および(2)の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、普通共済約款別表2の7から9までに掲げる上肢(注1)または下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの災害後遺障害共済金は共済金額の60%をもって限度とします。
- (注1) 腕および手指までをいいます。
- (注2) 脚および足指までをいいます。
- (4) (1)から(3)までの規定に基づいて、当組合が支払うべき災害後遺障害共済金の額は、共済期間を通じ、災害死亡共済金額をもって限度とします。

第9条 (共済金の支払に関する特則)

- (1) 災害死亡共済金または災害高度障害共済金を支払う場合で、同一の災害により、既に災害後遺障害共済金を支払っているときは、支払うべき災害死亡共済金または災害高度障害共済金から既に支払った災害後遺障害共済金の額を差し引いて支払います。
- (2) 被共済者が高度障害状態に該当しているにもかかわらず、共済契約証書に記載される共済期間満了の日に、その回復の見込みがないことが明らかでないことにより、その時点では災害高度障害共済金が支払われない場合においても、共済期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときは、共済期間中に高度障害状態に該当したものとみなして災害高度障害共済金を支払います。

- (3) 被共済者が共済契約を更新しない場合でも、共済期間中の災害により、共済金の支払事由が発生したときは、共済金を支払います。
- (4) 共済金を受け取るべき者が故意または重大な過失により被共済者を死亡させた場合で、その者が災害死亡共済金の一部の受取人であるときは、当組合は、災害死亡共済金の残額をその他の受取人に支払います。
- (5) 第6条（災害死亡共済金の支払）および第7条（災害高度障害共済金の支払）の規定にかかわらず、当組合は、災害死亡共済金と災害高度障害共済金は、重複して支払いません。
- (6) 当組合は、この特約が付加される主契約が失効した場合、災害死亡共済金、災害高度障害共済金、または災害後遺障害共済金を支払いません。

第 10 条（死亡の推定）

被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被共済者が第2条（共済金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第 11 条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 次の①または②のいずれかにより、被共済者の被った第2条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 被共済者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被共済者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、被共済

者の被った第2条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います

第 12 条（共済金の請求）

（1） 当組合に対する共済金請求権は、次の①から③までの時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 災害死亡共済金については、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した時
- ② 災害高度障害共済金については、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態に該当した時
- ③ 災害後遺障害共済金については、次のアまたはイのいずれか早い時
 - ア. 被共済者に後遺障害が生じた時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

（2） 共済契約者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、（1）の規定に基づいて60日以内に別表に掲げる書類または証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。

（3） 共済契約者と被共済者が同一であり、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき共済契約者の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、共済契約者の代理人として共済金を請求することができます。

- ① 共済契約者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、共済契約者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合、または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による共済契約者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当組合は、共済金を支払いません。

(5) 当組合は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合

③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類もしくは証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第 13 条 (特約の付加)

(1) この特約は、共済契約締結の際、共済契約者の申出を受け、被共済者の同意を確認のうえ、当組合が共済契約の申込を承諾した場合、主契約

に付加します。

(2) この特約の責任開始日、共済期間および共済掛金の払込については、主契約と同一とします。

第 14 条 (特約の内容変更)

この特約では、共済金の増額・減額、共済期間の変更および共済掛金払込期間の変更はできません。

第 15 条 (特約の消滅)

次の①または②のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。

- ① 主契約が共済金の支払により消滅したとき
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第 16 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別表

請求書類

共済金の請求書類

	項目	必要書類
1	災害死亡共済金	(1) 当組合所定の請求書 (2) 当組合所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 医療機関照会用同意書 (4) 公の機関の事故証明書 (5) 被共済者の戸籍謄本 (6) 共済金受取人の本人確認ができる公的証明書 (7) 共済契約証書 (8) その他当組合が第34条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの
2	災害高度障害共済金 災害後遺障害共済金	(1) 当組合所定の請求書 (2) 当組合所定の様式による医師の障害診断書 (3) 医療機関照会用同意書

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">(4) 公の機関の事故証明書(5) 被共済者の戸籍謄本(6) 共済金受取人の本人確認ができる公的証明書(7) 共済契約証書(8) その他当組合が第34条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの |
|--|---|

(注) 当組合は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(別紙第2号)

交通傷害割増特約（後遺障害あり）

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
う	運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
き	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
	共済金	交通傷害死亡共済金、交通傷害高度障害共済金または交通傷害後遺障害共済金をいいます。
	共済金額	共済契約証書記載の交通傷害死亡共済金額をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のもので、普通共済約款別表2に掲げるものをいいます。
	工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。

	交通乗用具	第5条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。
	高度障害状態	傷害により、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のもので、普通共済約款別表1に掲げるものをいいます。
し	事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
	主契約	この特約が付帯される生命傷害共済契約をいいます。
	傷害	事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
ち	治療	医師（注）による治療をいいます。
		<p>（注） 次のアからウまでのとおりとし、以下同様とします。</p> <p>ア. 当組合が日本の医師の資格を持つ者と同等と認めた日本国外の医師を含みます。</p> <p>イ. 被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師とします。</p> <p>ウ. 柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。</p>

第 2 条 （共済金を支払う場合）

当組合は、被共済者が、共済期間中（注1）に、日本国内または国外においてその身体に被った次の①から④までに掲げるいずれかの傷害（注2）

に対して、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約に従い共済金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具（注3）との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注3）の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注4）に搭乗している被共済者（注5）または乗客（注6）として改札口を有する交通乗用具の乗降場敷地内（注7）にいる被共済者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ③ 道路通行中の被共済者が、次のアからエまでに掲げる事故のいずれかによって被った傷害
 - ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ. 火災または破裂・爆発
 - エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等

（注1） 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

（注2） 以下「交通傷害」といいます。

（注3） 交通乗用具に積載されているものを含みます。

（注4） 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注5） 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

(注6) 入場客を含みます。

(注7) 改札口の内側をいいます。

第 3 条 (共済金を支払わない場合—その1)

(1) 当組合は、次の①から⑪までのいずれかの事由に該当した場合、共済金を支払いません。

- ① 被共済者の自殺
- ② 共済契約者(注1)または被共済者の故意または重大な過失
- ③ 共済金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
- ④ 被共済者の闘争行為または犯罪行為
- ⑤ 被共済者に対する刑の執行
- ⑥ 被共済者の精神障害(注3)または泥酔状態の間に生じた事故
- ⑦ 被共済者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑧ 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当組合が共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、共済金を支払います。
- ⑨ 被共済者の薬物依存(注4)による事故
- ⑩ 被共済者が普通共済約款別表4に掲げる運動等を行っている間に生じた事故
- ⑪ 被共済者が、法令に定められた運転資格(注5)を持たないで、または、運転資格の停止期間中に自動車もしくは原動機付自転車を運転して

いる間に生じた事故

- ⑫ 被共済者が、酒に酔った状態（注6）で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑬ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑭ 地震、噴火または津波
- ⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注7）
- ⑯ 核燃料物質（注8）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注9）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑰ ⑭から⑯までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑱ ⑯以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2） 共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注3） 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。（普通共済約款別表5）

（注4） 薬物依存とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の基本分類表番号F11からF19に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。（普通共済約款別表5）

（注5） 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注6) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注7) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注8) 使用済燃料を含みます。

(注9) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当組合は、被共済者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第 4 条 (共済金を支払わない場合—その2)

(1) 当組合は、次の①から④までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、共済金を支払いません。

① 次のアからウまでのいずれかに該当する間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(注1)をしている間または道路上で競技等(注1)に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、共済金を支払います。

ア. 被共済者が交通乗用具を用いて競技等(注1)をしている間

イ. 被共済者が交通乗用具を用いて競技等(注1)を行うことを目的とする場所において、競技等(注1)に準ずる方法・態様により交通乗

用具を使用している間

ウ. 被共済者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等（注1）をしている間または競技等（注1）に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間

② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被共済者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注2）以外の航空機を被共済者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間

④ 被共済者が次のアからエまでに掲げる航空機のいずれかに搭乗している間。

ア. グライダー

イ. 飛行船

ウ. モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機

エ. ジャイロプレーン

（注1） 次のアからウまでのいずれかのことを行うことをいいます。

ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習

イ. 訓練。ただし、自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。

ウ. 性能試験を目的とする運転または操縦

(注2) 定期便であると不定期便であることを問いません。

(2) 当組合は、被共済者が職務として次の①および②に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 交通乗用具への荷物等（注）の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等（注）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（注）の整理作業
- ② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

(注) 荷物、貨物等をいいます。

第 5 条 (交通乗用具の範囲)

この特約においては、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。） (注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用され

	<p>るゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。</p>
空の乗用具	<p>航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機、ジャイロプレーン）</p> <p>（注） ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p>
水上の乗用具	<p>船舶（ヨット、モーターボート・水上オートバイおよびボートを含みます。）</p> <p>（注） 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。</p>
その他の乗用具	<p>エレベーター、エスカレーター、動く歩道</p> <p>（注） 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。</p>

第 6 条（交通傷害死亡共済金の支払）

当組合は、被共済者が共済期間中（注）に第2条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、共済契約証書に記載される交通傷害死亡共済金額の全額を交通傷害死亡共済金として共済金受取人に支払います。

（注） 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

第 7 条（交通傷害高度障害共済金の支払）

（1） 当組合は、被共済者が共済期間中（注）に第2条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日

を含めて180日以内に高度障害状態に該当した場合は、共済契約証書に記載される交通傷害高度障害共済金額の全額を交通傷害高度障害共済金として共済金受取人に支払います。

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

- (2) 責任開始日以前にすでにあった障害状態に責任開始日以後の交通傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の発生の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態に該当したとき。ただし、責任開始日以前にすでにあった障害状態の原因となった交通傷害と因果関係のない交通傷害に限ります。

第 8 条 (交通傷害後遺障害共済金の支払)

当組合は、被共済者が共済期間中(注)に第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害状態に該当した場合は、次の算式によって算出した額を交通傷害後遺障害共済金として共済金受取人に支払います。

$$\boxed{\text{交通傷害後遺障害共済金の額}} = \boxed{\text{共済金額}} \times \boxed{\text{普通共済約款別表2の1から10までに掲げる割合}}$$

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当組合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を交通傷害後遺障害共済金として支払います。

- (3) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当組合は、それぞれに対し(1)および(2)の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、普通共済約款別表2の7から9までに掲げる上肢(注1)または下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの交通傷害後遺障害共済金は共済金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手指までをいいます。

(注2) 脚および足指までをいいます。

- (4) (1)から(3)までの規定に基づいて、当組合が支払うべき交通傷害後遺障害共済金の額は、共済期間(注)を通じ、交通傷害死亡共済金額をもって限度とします。

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

第9条 (共済金の支払に関する特則)

- (1) 交通傷害死亡共済金または交通傷害高度障害共済金を支払う場合で、同一の交通傷害により、既に交通傷害後遺障害共済金を支払っているときは、支払うべき交通傷害死亡共済金または交通傷害高度障害共済金から既に支払った交通傷害後遺障害共済金の額を差し引いて支払います。
- (2) 被共済者が高度障害状態に該当しているにもかかわらず、共済契約証書に記載される共済期間満了の日に、その回復の見込みがないことが明らかでないことにより、その時点では交通傷害高度障害共済金が支払われない場合においても、共済期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときは、共済期間中に高度障害状態に該当したものとみなして交通傷害高度障害共済金を支払います。
- (3) 被共済者が共済契約を更新しない場合でも、共済期間中の交通傷害により、共済金の支払事由が発生したときは、共済金を支払います。

- (4) 共済金を受け取るべき者が故意に被共済者を死亡させた場合で、その者が交通傷害死亡共済金の一部の受取人であるときは、当組合は、交通傷害死亡共済金の残額をその他の受取人に支払います。
- (5) 第6条（交通傷害死亡共済金の支払）および第7条（交通傷害高度障害共済金の支払）の規定にかかわらず、交通傷害死亡共済金と交通傷害高度障害共済金は、重複して支払いません。
- (6) 被共済者が、共済契約締結時または締結時以前に発生した交通傷害を直接の原因として共済期間中に死亡、高度障害状態または後遺障害状態に該当した場合、共済金は支払いません。

第 10 条（死亡の推定）

被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被共済者が第2条（共済金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第 11 条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 次の①または②のいずれかにより、被共済者の被った第2条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 被共済者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被共済者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、被共済

者の被った第2条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第 12 条（共済金の請求）

（1） 当組合に対する共済金請求権は、次の①から③までの時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 交通傷害死亡共済金については、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した時
- ② 交通傷害高度障害共済金については、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態に該当した時
- ③ 交通傷害後遺障害共済金については、次のアまたはイのいずれか早い時
 - ア. 被共済者に後遺障害が生じた時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

（2） 共済契約者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、（1）の規定に基づいて60日以内に別表に掲げる書類または証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。

（3） 共済契約者と被共済者が同一であり、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき共済契約者の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、共済契約者の代理人として共済金を請求することができます。

- ① 共済契約者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、共済契約者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合、または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による共済契約者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当組合は、共済金を支払いません。

(5) 当組合は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者、または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合

③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類もしくは証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第 13 条 (特約の付加)

(1) この特約は、共済契約締結の際、共済契約者の申出を受け、被共済者の同意を確認のうえ、当組合が共済契約の申込を承諾した場合、主契約

に付加します。

(2) この特約の責任開始日、共済期間および共済掛金の払込については、主契約と同一とします。

第 14 条 (特約の内容変更)

この特約では、共済金の増額・減額、共済期間の変更および共済掛金払込期間の変更はできません。

第 15 条 (特約の消滅)

次の①または②のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。

- ① 主契約が共済金の支払により消滅したとき
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第 16 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別表

請求書類

共済金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	交通傷害死亡共済金	(1) 当組合所定の請求書 (2) 当組合所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 医療機関照会用同意書 (4) 公の機関の事故証明書 (5) 被共済者の戸籍謄本 (6) 共済金受取人の本人確認ができる公的証明書 (7) 共済契約証書 (8) その他当組合が第34条(共済金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの
2	交通傷害高度障害共済金 交通傷害後遺障害共済金	(1) 当組合所定の請求書 (2) 当組合所定の様式による医師の障害診断書 (3) 医療機関照会用同意書

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">(4) 公の機関の事故証明書(5) 被共済者の戸籍謄本(6) 共済金受取人の本人確認ができる公的証明書(7) 共済契約証書(8) その他当組合が第34条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの |
|--|---|

(注) 当組合は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(別紙第3号)

交通傷害割増特約（後遺障害なし）

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
う	運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
き	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
	共済金	交通傷害死亡共済金または交通高度障害共済金をいいます。
	共済金額	共済契約証書記載の交通傷害死亡共済金額をいいます。
こ	工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
	交通乗用具	第5条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。
	高度障害状態	傷害により、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が症状の固定をした後のもので、普通共済約款別表1に掲げるものをいいます。

し	事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
	主契約	この特約が付帯される生命傷害共済契約または傷害共済契約をいいます。
	傷害	事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
ち	治療	<p>医師（注）による治療をいいます。</p> <p>（注） 次のアからウまでのとおりとし、以下同様とします。</p> <p>ア. 当組合が日本の医師の資格を持つ者と同等と認めた日本国外の医師を含みます。</p> <p>イ. 被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師とします。</p> <p>ウ. 柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。</p>

第 2 条（共済金を支払う場合）

当組合は、被共済者が、共済期間中（注1）に、日本国内または国外においてその身体に被った次の①から③までに掲げるいずれかの傷害（注2）に対して、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約に従い共済金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具（注3）との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注3）の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害

- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注4）に搭乗している被共済者（注5）または乗客（注6）として改札口を有する交通乗用具の乗降場敷地内（注7）にいる被共済者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ③ 道路通行中の被共済者が、次のアからエまでに掲げる事故のいずれかによって被った傷害
- ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ. 火災または破裂・爆発
 - エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等

（注1） 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

（注2） 以下「交通傷害」といいます。

（注3） 交通乗用具に積載されているものを含みます。

（注4） 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注5） 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

（注6） 入場客を含みます。

（注7） 改札口の内側をいいます。

第 3 条（共済金を支払わない場合—その1）

（1）当組合は、次の①から⑫までのいずれかの事由に該当した場合、共済金を支払いません。

- ① 被共済者の自殺
- ② 共済契約者（注1）または被共済者の故意または重大な過失
- ③ 共済金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ④ 被共済者の闘争行為または犯罪行為
- ⑤ 被共済者に対する刑の執行
- ⑥ 被共済者の精神障害（注3）または泥酔状態の間に生じた事故
- ⑦ 被共済者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑧ 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当組合が共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、共済金を支払います。
- ⑨ 被共済者の薬物依存（注4）による事故
- ⑩ 被共済者が普通共済約款別表4に掲げる運動等を行っている間に生じた事故
- ⑪ 被共済者が、法令に定められた運転資格（注5）を持たないで、または、運転資格の停止期間中に自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑫ 被共済者が、酒に酔った状態（注6）で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故

- ⑬ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑭ 地震、噴火または津波
- ⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注7）
- ⑯ 核燃料物質（注8）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注9）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑰ ⑭から⑯までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑱ ⑯以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2） 共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注3） 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。（普通共済約款別表5）

（注4） 薬物依存とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の基本分類表番号F11からF19に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。（普通共済約款別表5）

（注5） 運転する地における法令による運転資格をいいます。

（注6） アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

（注7） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認めら

れる状態をいいます。

(注8) 使用済燃料を含みます。

(注9) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当組合は、被共済者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注2）のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第 4 条（共済金を支払わない場合—その2）

- (1) 当組合は、次の①から④までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、共済金を支払いません。

① 次のアからウまでのいずれかに該当する間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等（注1）をしている間または道路上で競技等（注1）に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、共済金を支払います。

ア. 被共済者が交通乗用具を用いて競技等（注1）をしている間

イ. 被共済者が交通乗用具を用いて競技等（注1）を行うことを目的とする場所において、競技等（注1）に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間

ウ. 被共済者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競

技等（注1）をしている間または競技等（注1）に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間

- ② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被共済者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
- ③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注2）以外の航空機を被共済者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間
- ④ 被共済者が次のアからエまでに掲げる航空機のいずれかに搭乗している間。
 - ア. グライダー
 - イ. 飛行船
 - ウ. モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機
 - エ. ジャイロプレーン

（注1） 次のアからウまでのいずれかのことを行うことをいいます。

ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習

イ. 訓練。ただし、自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。

ウ. 性能試験を目的とする運転または操縦

（注2） 定期便であると不定期便であるとを問いません。

- (2) 当組合は、被共済者が職務として次の①および②に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対し

ては、共済金を支払いません。

- ① 交通乗用具への荷物等（注）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等（注）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（注）の整理作業
- ② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

（注） 荷物、貨物等をいいます。

第 5 条（交通乗用具の範囲）

この特約においては、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト （注） ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。） （注） 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。

空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機、ジャイロプレーン） (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶（ヨット、モーターボート・水上オートバイおよびボートを含みます。） (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

第 6 条（交通傷害死亡共済金の支払）

(1) 当組合は、被共済者が共済期間中（注）に第2条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、共済契約証書に記載される交通傷害死亡共済金額の全額を交通傷害死亡共済金として共済金受取人に支払います。

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

(2) 責任開始日以前にすでにあった障害状態に責任開始日以後の交通傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の発生の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態に該当したとき。ただし、責任開始日以前にすでにあった障害状態の原因となった交通傷害と因果関係のない交通傷害に限ります。

第 7 条 (交通傷害高度障害共済金の支払)

- (1) 当組合は、被共済者が共済期間中(注)に第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態に該当した場合は、共済契約証書に記載される傷害高度障害共済金額の全額を傷害高度障害共済金として共済金受取人に支払います。

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

- (2) 責任開始日以前にすでにあった障害状態に責任開始日以後の交通傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態に該当したとき。ただし、責任開始日以前にすでにあった障害状態の原因となった交通傷害と因果関係のない交通傷害に限ります。

第 8 条 (共済金の支払に関する特則)

- (1) 被共済者が高度障害状態に該当しているにもかかわらず、共済契約証書に記載される共済期間満了の日に、その回復の見込みがないことが明らかでないことにより、その時点では交通傷害高度障害共済金が支払われない場合においても、共済期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときは、共済期間中に高度障害状態に該当したものとみなして交通傷害高度障害共済金を支払います。
- (2) 被共済者が共済契約を更新しない場合でも、共済期間中の交通傷害により、共済金の支払事由が発生したときは、共済金を支払います。
- (3) 共済金を受け取るべき者が故意または重大な過失により被共済者を死亡させた場合で、その者が交通傷害死亡共済金の一部の受取人であるときは、当組合は、交通傷害死亡共済金の残額をその他の受取人に支払います。

- (4) 第6条（交通傷害死亡共済金の支払）および第7条（交通傷害高度障害共済金の支払）の規定にかかわらず、交通傷害死亡共済金と交通傷害高度障害共済金は、重複して支払いません。
- (5) 被共済者が、共済契約締結時または締結以前に発生した交通傷害を直接の原因として共済期間中に死亡または高度障害状態に該当した場合、共済金は支払いません。

第 9 条（死亡の推定）

被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被共済者が第2条（共済金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 次の①または②のいずれかにより、被共済者の被った第2条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- ① 被共済者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被共済者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、被共済者の被った第2条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第 11 条 (共済金の請求)

- (1) 当組合に対する共済金請求権は、次の①および②の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 交通傷害死亡共済金については、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した時
 - ② 交通傷害高度障害共済金については、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態に該当した時
- (2) 共済契約者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、(1)の規定に基づいて60日以内に別表に掲げる書類または証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。
- (3) 共済契約者と被共済者が同一であり、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき共済契約者の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、共済契約者の代理人として共済金を請求することができます。
- ① 共済契約者と同居または生計を共にする配偶者 (注)
 - ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、共済契約者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合、または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注) または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による共済契約者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとし

ても、当組合は、共済金を支払いません。

- (5) 当組合は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者、または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
 - ③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類もしくは証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第 12 条 (特約の付加)

- (1) この特約は、共済契約締結の際、共済契約者の申出を受け、被共済者の同意を確認のうえ、当組合が共済契約の申込を承諾した場合、主契約に付加します。
- (2) この特約の責任開始日、共済期間および共済掛金の払込については、主契約と同一とします。

第 13 条 (特約の内容変更)

この特約では、共済金の増額・減額、共済期間の変更および共済掛金払込期間の変更はできません。

第 14 条 (特約の消滅)

次の①または②のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。

- ① 主契約が共済金の支払により消滅したとき
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第 15 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別表

請求書類

共済金の請求書類

	項目	必要書類
1	交通傷害死亡共済金	(1) 当組合所定の請求書 (2) 当組合所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 (3) 医療機関照会用同意書 (4) 公の機関の事故証明書 (5) 被共済者の戸籍謄本 (6) 共済金受取人の本人確認ができる公的証明書 (7) 共済契約証書 (8) その他当組合が第34条(共済金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの
2	交通傷害高度障害共済金	(1) 当組合所定の請求書 (2) 当組合所定の様式による医師の障害診断書 (3) 医療機関照会用同意書

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">(4) 公の機関の事故証明書(5) 被共済者の戸籍謄本(6) 共済金受取人の本人確認ができる公的証明書(7) 共済契約証書(8) その他当組合が第34条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの |
|--|---|

（注）当組合は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(別紙第4号)

傷害入院特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
き	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
	共済金	傷害入院共済金をいいます。
し	事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
	主契約	この特約が付帯される生命傷害共済契約または傷害共済契約をいいます。
	傷害	事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
	傷害入院共済金日額	共済契約証書記載の傷害入院共済金日額をいいます。
ち	治療	医師(注)による治療をいいます。

		<p>(注) 次のアからウまでのとおりとし、以下同様とします。</p> <p>ア. 当組合が日本の医師の資格を持つ者と同等と認めた日本国外の医師を含みます。</p> <p>イ. 被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師とします。</p> <p>ウ. 柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。</p>
に	入院	<p>治療が必要な場合において、自宅等(注)での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>(注) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法(平成9年法律第123号)に定める介護保険施設等を含みます。</p>
ひ	病院または診療所	<p>次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 医療法(昭和23年法律第205号)に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(注)ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)に定める介護療養型医療施設を除きます。</p> <p>② ①と同等と認められる日本国外にある医療施設</p> <p>(注) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。</p>

第 2 条 (共済金を支払う場合)

当組合は、被共済者が、共済期間中(注)に、日本国内または国外において事故によって被った傷害に対して、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約に従い共済金を支払います。

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

第 3 条 (共済金を支払わない場合)

(1) 当組合は、次の①から⑱までのいずれかの事由に該当した場合、傷害入院共済金を支払いません。

- ① 被共済者の自殺
- ② 共済契約者(注1)または被共済者の故意または重大な過失
- ③ 共済金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
- ④ 被共済者の闘争行為または犯罪行為
- ⑤ 被共済者に対する刑の執行
- ⑥ 被共済者の精神障害(注3)または泥酔状態の間に生じた事故
- ⑦ 被共済者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑧ 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当組合が共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、共済金を支払います。
- ⑨ 被共済者の薬物依存(注4)による事故

- ⑩ 被共済者が普通共済約款別表4に掲げる運動等を行っている間に生じた事故
- ⑪ 被共済者が、法令に定められた運転資格（注5）を持たないで、または、運転資格の停止期間中に自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑫ 被共済者が、酒に酔った状態（注6）で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑬ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑭ 地震、噴火または津波
- ⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注7）
- ⑯ 核燃料物質（注8）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注9）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑰ ⑭から⑯までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑱ ⑯以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2） 共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注3） 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。（普通共済約款別表5）

（注4） 薬物依存とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の基本分類表番号F11からF19に規定された内容による

ものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。(普通共済約款別表5)

(注5) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注6) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注7) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注8) 使用済燃料を含みます。

(注9) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当組合は、被共済者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第 4 条 (傷害入院共済金の支払)

(1) 当組合は、被共済者が共済期間中(注)に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次の①および②のいずれにも該当した場合は、その期間に対して、傷害入院共済金を共済金受取人に支払います。

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

① 被共済者が責任開始日以後に発生した傷害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて90日以内に医師による治療を開始し

たとき。

② その入院が治療を目的とした入院であり、かつ、共済契約証書に記載の免責日数をこえる継続した入院であること

(2) (1) の傷害入院共済金は、次の算式によって算出した額とします。ただし、1回の入院についての支払日数は、共済契約証書に記載の日数を限度とします。

$$\boxed{\text{傷害入院共済金の額}} = \boxed{\text{傷害入院共済金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数}}$$

(3) 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を（1）②に該当した日数に含みます。

（注） 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第 5 条（共済金の支払に関する特則）

(1) この特約が付加される主契約において後遺障害共済金が支払われる場合で、かつ傷害入院共済金、交通傷害入院共済金および傷害通院共済金が支払われる場合は、合算して主契約の共済金額を限度として支払います。ただし、同一の事故により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害後遺障害共済金を支払った場合は、それ以降の期間に対しては、傷害入院共済金、交通傷害入院共済金および傷害通院共済金は支払いません。

- (2) 当組合は、被共済者が共済期間中に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降に後遺障害共済金を支払った場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の期間に対しては、傷害入院共済金、交通傷害入院共済金および傷害通院共済金は支払いません。
- (3) 被共済者が傷害入院共済金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害が同一であるときは1回の入院とみなします。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被共済者が再入院したときは、前の入院とは異なった入院とみなします。
- (4) 被共済者が2以上の事故により1回の入院をした場合は、入院開始の直接の原因となった傷害についてのみ傷害入院共済金を支払います。ただし、その入院中に、入院開始の直接の原因となった傷害により傷害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、異なる傷害により傷害入院共済金を支払います。この場合、異なる傷害に対する傷害入院共済金の支払額は、前条(1)および(2)の規定にかかわらず、入院開始の直接の原因となった傷害についての傷害入院共済金が支払われる期間が終了した日の翌日からの入院日数に傷害入院共済金日額を乗じた額とします。
- (5) 被共済者が転入院または再入院をした場合、その転入院または再入院につき、前入院から継続して入院していたとみなすべき事情があると当組合が認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
- (6) 被共済者が入院中に共済期間満了となった場合でも、共済期間満了の日を含んで継続している入院は、満了前の共済契約の入院とみなします。
- (7) 当組合は、この特約が付加される主契約が失効した場合、傷害入院共済金を支払いません。

第 6 条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 次の①および②のいずれかにより、被共済者の被った第2条(共済金を支払う場合)の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 被共済者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被共済者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、共済金を支払うべき傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第 7 条 (事故の通知)

- (1) 被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当組合に通知しなければなりません。この場合において、当組合が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当組合に書面により通知しなければなりません。
- (3) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）または（２）の規定のいずれかに違反した場合
- ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）または（２）の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第 8 条（共済金の請求）

- （１） 当組合に対する傷害入院共済金の請求権は、次の①から③までのいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができる程度になおった時
 - ② 被共済者が第 1 条（用語の定義）に定める「入院」に該当しない程度になおった時
 - ③ 事故の発生の日からその日を含めて 1 か月を経過した時
- （２） 共済契約者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、（１）の規定に基づいて 60 日以内に別表に掲げる書類または証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。
- （３） 共済契約者と被共済者が同一であり、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき共済契約者の代理人がいな
いときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、共
済契約者の代理人として共済金を請求することができます。
 - ① 共済契約者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、共済契約者と同居または生計を共にする
3 親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合、または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による共済契約者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当組合は、共済金を支払いません。

(5) 当組合は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合

③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類もしくは証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第 9 条 (特約の付加)

(1) この特約は、共済契約締結の際、共済契約者の申出を受け、被共済者の同意を確認のうえ、当組合が共済契約の申込を承諾した場合、主契約

に付加します。

(2) この特約の責任開始日、共済期間および共済掛金の払込については、主契約と同一とします。

第 10 条 (特約の内容変更)

この特約では、共済金の増額・減額、共済期間の変更および共済掛金払込期間の変更はできません。

第 11 条 (特約の消滅)

次の①または②のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。

- ① 主契約が共済金の支払により消滅したとき
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第 12 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別表

請求書類

共済金の請求書類

項目	必要書類
傷害入院共済金	(1) 当組合所定の請求書 (2) 当組合所定の書式による医師の診療証明書 (3) 医療機関照会用同意書 (4) 共済契約証書 (5) その他当組合が普通共済約款第34条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために 欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの

(注) 当組合は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(別紙第5号)

交通傷害入院特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
う	運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
き	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
	共済金	交通傷害入院共済金をいいます。
こ	工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
	交通傷害入院共済金日額	共済契約証書記載の交通傷害入院共済金日額をいいます。
	交通乗用具	第5条(交通乗用具の範囲)に規定する乗用具をいいます。
し	事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

	主契約	この特約が付帯される生命傷害共済契約をいいます。
	傷害	事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
ち	治療	<p>医師（注）による治療をいいます。</p> <p>（注） 次のアからウまでのとおりとし、以下同様とします。</p> <p>ア. 当組合が日本の医師の資格を持つ者と同等と認めた日本国外の医師を含みます。</p> <p>イ. 被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師とします。</p> <p>ウ. 柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。</p>
に	入院	<p>治療が必要な場合において、自宅等（注）での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>（注） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険施設等を含みます。</p>
ひ	病院または診療所	<p>次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（注）。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。</p>

② ①と同等と認められる日本国外にある医療施設

(注) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。

第 2 条 (共済金を支払う場合)

当組合は、被共済者が、共済期間中(注1)に、日本国内または国外においてその身体に被った次の①から④までに掲げるいずれかの傷害(注2)に対して、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約に従い共済金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具(注2)との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(注2)の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(注3)に搭乗している被共済者(注4)または乗客(注5)として改札口を有する交通乗用具の乗降場敷地内(注6)にいる被共済者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ③ 道路通行中の被共済者が、次のアからエまでに掲げる事故のいずれかによって被った傷害
 - ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ. 火災または破裂・爆発
 - エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・

火災・爆発等

- (注1) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。
- (注2) 交通乗用具に積載されているものを含みます。
- (注3) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (注4) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。
- (注5) 入場客を含みます。
- (注6) 改札口の内側をいいます。

第 3 条 (共済金を支払わない場合—その1)

- (1) 当組合は、次の①から⑩までのいずれかの事由に該当した場合、共済金を支払いません。
 - ① 被共済者の自殺
 - ② 共済契約者(注1)または被共済者の故意または重大な過失
 - ③ 共済金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
 - ④ 被共済者の闘争行為または犯罪行為
 - ⑤ 被共済者に対する刑の執行
 - ⑥ 被共済者の精神障害(注3)または泥酔状態の間に生じた事故
 - ⑦ 被共済者の脳疾患、疾病、心神喪失

- ⑧ 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当組合が共済金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- ⑨ 被共済者の薬物依存（注3）による事故
- ⑩ 被共済者が普通共済約款別表4に掲げる運動等を行っている間に生じた事故
- ⑪ 被共済者が、法令に定められた運転資格（注5）を持たないで、または、運転資格の停止期間中に自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑫ 被共済者が、酒に酔った状態（注6）で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑬ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑭ 地震、噴火または津波
- ⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注7）
- ⑯ 核燃料物質（注8）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注9）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑰ ⑭から⑯までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑱ ⑯以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2） 共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注3) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。(普通共済約款別表5)

(注4) 薬物依存とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の基本分類表番号F11からF19に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。(普通共済約款別表5)

(注5) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注6) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注7) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注8) 使用済燃料を含みます。

(注9) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当組合は、被共済者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第 4 条 (共済金を支払わない場合—その2)

(1) 当組合は、次の①から④までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、共済金を支払いません。

① 次のアからウまでのいずれかに該当する間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(注1)をしている間または道路上で競技等(注1)に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、共済金を支払います。

ア. 被共済者が交通乗用具を用いて競技等(注1)をしている間

イ. 被共済者が交通乗用具を用いて競技等(注1)を行うことを目的とする場所において、競技等(注1)に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間

ウ. 被共済者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(注1)をしている間または競技等(注1)に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間

② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被共済者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(注2)以外の航空機を被共済者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間

④ 被共済者が次のアからエまでに掲げる航空機のいずれかに搭乗している間。

ア. グライダー

イ. 飛行船

ウ. モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機

エ. ジャイロプレーン

(注1) 次のアからウまでのいずれかのことを行うことをいいます。

ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習

イ. 訓練。ただし、自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。

ウ. 性能試験を目的とする運転または操縦

(注2) 定期便であると不定期便であるとを問いません。

(2) 当組合は、被共済者が職務として次の①および②に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、共済金を支払いません。

① 交通乗用具への荷物等（注）の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等（注）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（注）の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

(注) 荷物、貨物等をいいます。

第 5 条 (交通乗用具の範囲)

この特約においては、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	<p>自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト</p> <p>(注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。</p>
軌道を有しない陸上の乗用具	<p>自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。）</p> <p>(注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカー等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。</p>
空の乗用具	<p>航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機、ジャイロプレーン）</p> <p>(注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。</p>
水上の乗用具	<p>船舶（ヨット、モーターボート・水上オートバイおよびボートを含みます。）</p> <p>(注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。</p>
その他の乗用具	<p>エレベーター、エスカレーター、動く歩道</p> <p>(注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。</p>

第 6 条 (交通傷害入院共済金の支払)

- (1) 当組合は、被共済者が共済期間中(注)に第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、次の①および②のいずれにも該当した場合は、その期間に対して、交通傷害入院共済金を共済金受取人に支払います。

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

- ① 被共済者が責任開始日以後に発生した傷害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて90日以内に医師による治療を開始したとき。
- ② その入院が治療を目的とした入院であり、かつ、共済契約証書に記載の免責日数をこえる継続した入院であること
- (2) (1)の交通傷害入院共済金は、次の算式によって算出した額とします。ただし、1回の入院についての支払日数は、共済契約証書に記載の日数を限度とします。

$$\boxed{\text{交通傷害入院共済金の額}} = \boxed{\text{交通傷害入院共済金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数}}$$

- (3) 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を(1)②に該当した日数に含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第 7 条 (共済金の支払に関する特則)

- (1) この特約が付加される主契約において後遺障害共済金が支払われる場合で、かつ傷害入院共済金、交通傷害入院共済金および傷害通院共済金が支払われる場合は、合算して主契約の共済金額を限度として支払います。ただし、同一の事故により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害共済金を支払った場合は、それ以降の期間に対しては、傷害入院共済金、交通傷害入院共済金および傷害通院共済金は支払いません。
- (2) 当組合は、被共済者が共済期間中に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降に後遺障害共済金を支払った場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の期間に対しては、傷害入院共済金、交通傷害入院共済金および傷害通院共済金は支払いません。
- (3) 被共済者が交通傷害入院共済金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった交通傷害が同一であるときは、1回の入院とみなします。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被共済者が再入院したときは、前の入院とは異なった入院とみなします。
- (4) 被共済者が2以上の交通傷害により1回の入院をした場合は、入院開始の直接の原因となった交通傷害についてのみ交通傷害入院共済金を支払います。ただし、その入院中に、入院開始の直接の原因となった交通傷害により交通傷害入院共済金が支払われる期間が終了したときは、異なる交通傷害により交通傷害入院共済金を支払います。この場合、異なる交通傷害に対する交通傷害入院共済金の支払額は、前条(1)および(2)の規定にかかわらず、入院開始の直接の原因となった交通傷害についての交通傷害入院共済金が支払われる期間が終了した日の翌日から

の入院日数に交通傷害入院共済金日額を乗じた額とします。

- (5) 被共済者が転入院または再入院をした場合、その転入院または再入院につき、前入院から継続して入院していたとみなすべき事情があると当組合が認めるときは、継続した1回の入院とみなします。
- (6) 被共済者が入院中に共済期間が満了となった場合でも、共済期間満了の日を含んで継続している入院は、満了前の共済契約の入院とみなします。

第 8 条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 次の①および②のいずれかにより、被共済者の被った第2条（共済金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 被共済者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被共済者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、共済金を支払うべき傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第 9 条 (事故の通知)

- (1) 被共済者が第2条（共済金を支払う場合）の傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当組合に通知しなければなりません。この場合において、当組合が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当組合に書面により通知しなければなりません。
- (3) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定のいずれかに違反した場合
- ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第 10 条 (共済金の請求)

- (1) 当組合に対する交通傷害入院共済金の請求権については、次の①から③までのいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができる程度になおった時
- ② 被共済者が第1条(用語の定義)に定める「入院」に該当しない程度になおった時
- ③ 事故の発生の日からその日を含めて1か月を経過した時
- (2) 共済契約者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、(1)の規定に基づいて60日以内に別表に掲げる書類または証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。
- (3) 共済契約者と被共済者が同一であり、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき共済契約者の代理人がいな

いときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、共済契約者の代理人として共済金を請求することができます。

- ① 共済契約者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、共済契約者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合、または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）

または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

- （4）（3）の規定による共済契約者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当組合は、共済金を支払いません。
- （5）当組合は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6）次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（2）、（3）または（5）の書類のいずれかに事実と異なる記載

をした場合

- ③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（２）、（３）または（５）の書類もしくは証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第 11 条（特約の付加）

- （１） この特約は、共済契約締結の際、共済契約者の申出を受け、被共済者の同意を確認のうえ、当組合が共済契約の申込を承諾した場合、主契約に付加します。
- （２） この特約の責任開始日、共済期間および共済掛金の払込については、主契約と同一とします。

第 12 条（特約の内容変更）

この特約では、共済金の増額・減額、共済期間の変更および共済掛金払込期間の変更はできません。

第 13 条（特約の消滅）

次の①または②のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ① 主契約が共済金の支払により消滅したとき
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第 14 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別表

請求書類

共済金の請求書類

	項目	必要書類
1	交通傷害入院共済金	(1) 当組合所定の請求書 (2) 当組合所定の書式による医師の診療証明書 (3) 医療機関照会用同意書 (4) 公の機関の事故証明書 (5) 共済契約証書 (6) その他当組合が普通共済約款第34条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために 欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの

（注）当組合は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(別紙第6号)

傷害通院特約(実日数タイプ)

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
き	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
	共済金	傷害通院共済金をいいます。
し	事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
	主契約	この特約が付帯される生命傷害共済契約または傷害共済契約をいいます。
	傷害	事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
	傷害通院共済金日額	共済契約証書記載の傷害通院共済金日額をいいます。
ち	治療	医師(注)による治療をいいます。

		<p>(注) 次のアからウまでのとおりとし、以下同様とします。</p> <p>ア. 当組合が日本の医師の資格を持つ者と同等と認めた日本国外の医師を含みます。</p> <p>イ. 被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師とします。</p> <p>ウ. 柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。</p>
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
ひ	病院または診療所	<p>次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（注） ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。</p> <p>② ①と同等と認められる日本国外にある医療施設</p> <p>(注) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。</p>

第 2 条（共済金を支払う場合）

当組合は、被共済者が、共済期間中（注）に、日本国内または国外において事故によって被った傷害に対して、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約に従い共済金を支払います。

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

第 3 条 (共済金を支払わない場合)

(1) 当組合は、次の①から⑫までのいずれかの事由に該当した場合、傷害通院共済金を支払いません。

- ① 被共済者の自殺
- ② 共済契約者(注1)または被共済者の故意または重大な過失
- ③ 共済金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
- ④ 被共済者の闘争行為または犯罪行為
- ⑤ 被共済者に対する刑の執行
- ⑥ 被共済者の精神障害(注3)または泥酔状態の間に生じた事故
- ⑦ 被共済者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑧ 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当組合が共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、共済金を支払います。
- ⑨ 被共済者の薬物依存(注4)による事故
- ⑩ 被共済者が普通共済約款別表4に掲げる運動等に行っている間に生じた事故
- ⑪ 被共済者が、法令に定められた運転資格(注5)を持たないで、または、運転資格の停止期間中に自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑫ 被共済者が、酒に酔った状態(注6)で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故

- ⑬ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑭ 地震、噴火または津波
- ⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注7）
- ⑯ 核燃料物質（注8）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注9）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑰ ⑭から⑯の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑱ ⑯以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2） 共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注3） 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。（普通共済約款別表5）

（注4） 薬物依存とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の基本分類表番号F11からF19に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。（普通共済約款別表5）

（注5） 運転する地における法令による運転資格をいいます。

（注6） アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

（注7） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められ

る状態をいいます。

(注8) 使用済燃料を含みます。

(注9) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当組合は、被共済者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第 4 条 (傷害通院共済金の支払)

- (1) 当組合は、被共済者が共済期間中に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、次の①および②のいずれにも該当した場合は、傷害通院共済金を共済金受取人に支払います。
- ① 被共済者が責任開始日以後に発生した傷害を直接の原因として、その事故の日から90日以内に医師による治療を開始したとき
 - ② その通院が治療を目的とした通院であること、かつ、共済契約証書記載の免責日数をこえる通院であること
- (2) (1)の傷害通院共済金は、次の算式によって算出した額とします。ただし、1回の通院についての支払日数は、共済契約証書に記載の日数を限度とします。

傷害通院共済金の額

=

傷害通院共済金日額

×

通院した日数

- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、当組合は、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつた時以降の通院に対しては、傷害通院共済金を支払いません。
- (4) 被共済者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被共済者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数を (1) ②に該当した日数に含みます。

第 5 条 (共済金の支払に関する特則)

- (1) 次の①または②に該当する場合には、傷害通院共済金は重複して支払いません。
- ① 被共済者が、同一の日に2回以上前条 (1) に規定する通院をしたとき
この場合、1回の通院とみなします。
- ② 被共済者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- (2) この特約が付加される主契約において後遺障害共済金が支払われる場合で、かつ傷害入院共済金、交通傷害入院共済金および傷害通院共済金が支払われる場合は、合算して主契約の共済金額を限度として支払います。ただし、同一の事故により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害共済金を支払った場合は、それ以降の期間に対しては、傷害入院共済金、交通傷害入院共済金および傷害通院共済金は支払いません。

- (3) 当組合は、被共済者が共済期間中に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降に後遺障害共済金を支払った場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の期間に対しては、傷害入院共済金、交通傷害入院共済金および傷害通院共済金は支払いません。
- (4) 被共済者が通院中に共済期間満了となった場合でも、共済期間満了の日を含んで継続している通院は、満了前の共済契約の通院とみなします。
- (5) 当組合は、この特約が付加される主契約が失効した場合、傷害通院共済金を支払いません。

第 6 条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 次の①および②のいずれかにより、被共済者の被った第2条(共済金を支払う場合)の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 被共済者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被共済者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、共済金を支払うべき身体障害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第 7 条 (事故の通知)

- (1) 被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当組合に通知しなければなりません。この場合において、当組合が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければ

なりません。

- (2) 被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当組合に書面により通知しなければなりません。
- (3) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定のいずれかに違反した場合
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第 8 条 (共済金の請求)

- (1) 当組合に対する傷害通院共済金の請求権については、次の①または②のいずれか早い時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時
 - ② 事故の発生の日からその日を含めて1か月を経過した時
- (2) 共済契約者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、(1)の規定に基づいて60日以内に別表に掲げる書類または証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。
- (3) 共済契約者と被共済者が同一であり、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき共済契約者の代理人がいな

いときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、共済契約者の代理人として共済金を請求することができます。

- ① 共済契約者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、共済契約者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合、または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）

または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

- （4）（3）の規定による共済契約者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当組合は、共済金を支払いません。
- （5）当組合は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6） 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（2）、（3）または（5）の書類のいずれかに事実と異なる記載

をした場合

- ③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（２）、（３）または（５）の書類もしくは証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第 9 条（特約の付加）

- （１） この特約は、共済契約締結の際、共済契約者の申出を受け、被共済者の同意を確認のうえ、当組合が共済契約の申込を承諾した場合、主契約に付加します。
- （２） この特約の責任開始日、共済期間および共済掛金の払込については、主契約と同一とします。

第 10 条（特約の内容変更）

この特約では、共済金の増額・減額、共済期間の変更および共済掛金払込期間の変更はできません。

第 11 条（特約の消滅）

次の①または②のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。

- ① 主契約が共済金の支払により消滅したとき
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第 12 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別表

請求書類

共済金の請求書類

項目	必要書類
傷害通院共済金	(1) 当組合所定の請求書 (2) 当組合所定の書式による医師の診療証明書 (3) 医療機関照会用同意書 (4) 共済契約証書 (5) その他当組合が普通共済約款第34条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために 欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの

（注）当組合は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(別紙第7号)

傷害通院特約(通院期間タイプ)

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
き	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
	共済金	傷害通院共済金をいいます。
し	事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
	主契約	この特約が付帯される生命傷害共済契約または傷害共済契約をいいます。
	傷害	事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
	傷害通院共済金日額	共済契約証書記載の傷害通院共済金日額をいいます。
ち	治療	医師(注)による治療をいいます。

		<p>(注) 次のアからウまでのとおりとし、以下同様とします。</p> <p>ア. 当組合が日本の医師の資格を持つ者と同等と認めた日本国外の医師を含みます。</p> <p>イ. 被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師とします。</p> <p>ウ. 柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。</p>
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
ひ	病院または診療所	<p>次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（注） ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。</p> <p>② ①と同等と認められる日本国外にある医療施設</p> <p>(注) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。</p>

第 2 条（共済金を支払う場合）

当組合は、被共済者が、共済期間中（注）に、日本国内または国外において事故によって被った傷害に対して、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約に従い共済金を支払います。

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

第 3 条 (共済金を支払わない場合)

(1) 当組合は、次の①から⑫までのいずれかの事由に該当した場合、傷害通院共済金を支払いません。

- ① 被共済者の自殺
- ② 共済契約者(注1)または被共済者の故意または重大な過失
- ③ 共済金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
- ④ 被共済者の闘争行為または犯罪行為
- ⑤ 被共済者に対する刑の執行
- ⑥ 被共済者の精神障害(注3)または泥酔状態の間に生じた事故
- ⑦ 被共済者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑧ 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当組合が共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、共済金を支払います。
- ⑨ 被共済者の薬物依存(注4)による事故
- ⑩ 被共済者が普通共済約款別表4に掲げる運動等を行っている間に生じた事故
- ⑪ 被共済者が、法令に定められた運転資格(注5)を持たないで、または、運転資格の停止期間中に自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑫ 被共済者が、酒に酔った状態(注6)で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故

- ⑬ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑭ 地震、噴火または津波
- ⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注7）
- ⑯ 核燃料物質（注8）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注9）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑰ ⑭から⑯までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑱ ⑯以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2） 共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注3） 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。（普通共済約款別表5）

（注4） 薬物依存とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の基本分類表番号F11からF19に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。（普通共済約款別表5）

（注5） 運転する地における法令による運転資格をいいます。

（注6） アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

（注7） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められ

る状態をいいます。

(注8) 使用済燃料を含みます。

(注9) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当組合は、被共済者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第 4 条 (傷害通院共済金の支払)

- (1) 当組合は、被共済者が共済期間中に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、次の①および②のいずれにも該当した場合は、傷害通院共済金を共済金受取人に支払います。
- ① 被共済者が責任開始日以後に発生した傷害を直接の原因として、その事故の発生の日からその日を含めて90日以内に医師による治療を開始したとき
- ② その通院が治療を目的とした通院であること、かつ、共済契約証書記載の免責日数をこえる通院であること
- (2) (1)の傷害通院共済金は、次の算式によって算出した額とします。ただし、1通院期間についての支払日数は、共済契約証書に記載の日数を限度とします。

$$\boxed{\text{傷害通院共済金の額}} = \boxed{\text{傷害通院共済金日額}} \times \boxed{\text{通院期間の開始日から
終了日までの日数}}$$

- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、当組合は、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつた時以降の通院に対しては、傷害通院共済金を支払いません。
- (4) 被共済者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被共済者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数を (1) ②に該当した日数に含みます。

第 5 条 (共済金の支払に関する特則)

- (1) 次の①または②に該当する場合には、傷害通院共済金は重複して支払いません。
- ① 被共済者が、同一の日に2回以上前条(1)に規定する通院をした時
この場合、1回の通院とみなします。
- ② 被共済者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をした時
- (2) この特約が付加される主契約において後遺障害共済金が支払われる場合で、かつ傷害入院共済金、交通傷害入院共済金および傷害通院共済金が支払われる場合は、合算して主契約の共済金額を限度として支払います。ただし、同一の事故により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害共済金を支払った場合は、それ以降の期間に対しては、傷害入院共済金、交通傷害入院共済金および傷害通院共済金は支払いません。

- (3) 当組合は、被共済者が共済期間中に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降に後遺障害共済金を支払った場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の期間に対しては、傷害入院共済金、交通傷害入院共済金および傷害通院共済金は支払いません。
- (4) 被共済者が通院中に共済期間満了となった場合でも、共済期間満了の日を含んで継続している通院は、満了前の共済契約の通院とみなします。
- (5) 当組合は、この特約が付加される主契約が失効した場合、傷害通院共済金を支払いません。

第 6 条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 次の①および②のいずれかにより、被共済者の被った第2条(共済金を支払う場合)の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 被共済者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被共済者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、共済金を支払うべき身体障害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第 7 条 (事故の通知)

- (1) 被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当組合に通知しなければなりません。この場合において、当組合が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければ

なりません。

- (2) 被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当組合に書面により通知しなければなりません。
- (3) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）または（2）の規定のいずれかに違反した場合
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）または（2）の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第 8 条（共済金の請求）

- (1) 当組合に対する傷害通院共済金の請求権については、次の①または②のいずれか早い時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
 - ① 被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時
 - ② 事故の発生の日からその日を含めて1か月を経過した時
- (2) 共済契約者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、（1）の規定に基づいて60日以内に別表に掲げる書類または証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。
- (3) 共済契約者と被共済者が同一であり、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき共済契約者の代理人がいな

いときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、共済契約者の代理人として共済金を請求することができます。

- ① 共済契約者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、共済契約者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合、または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）

または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

- （4）（3）の規定による共済契約者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当組合は、共済金を支払いません。
- （5）当組合は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （6） 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（2）、（3）または（5）の書類のいずれかに事実と異なる記載

をした場合

- ③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（２）、（３）または（５）の書類もしくは証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第 9 条（特約の付加）

- （１） この特約は、共済契約締結の際、共済契約者の申出を受け、被共済者の同意を確認のうえ、当組合が共済契約の申込を承諾した場合、主契約に付加します。
- （２） この特約の責任開始日、共済期間および共済掛金の払込については、主契約と同一とします。

第 10 条（特約の内容変更）

この特約では、共済金の増額・減額、共済期間の変更および共済掛金払込期間の変更はできません。

第 11 条（特約の消滅）

次の①または②のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。

- ① 主契約が共済金の支払により消滅したとき
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第 12 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の主旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表

請求書類

共済金の請求書類

項目	必要書類
傷害通院共済金	(1) 当組合所定の請求書 (2) 当組合所定の書式による医師の診療証明書 (3) 医療機関照会用同意書 (4) 共済契約証書 (5) その他当組合が普通共済約款第34条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために 欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの

(注) 当組合は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(別紙第8号)

交通傷害通院特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
う	運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
き	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
	共済金	交通傷害通院共済金をいいます。
こ	工作用自動車	構造物の建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
	交通傷害通院共済金日額	共済契約証書記載の交通傷害通院共済金日額をいいます。
	交通乗用具	第5条(交通乗用具の範囲)に規定する乗用具をいいます。
し	事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

	主契約	この特約が付帯される生命傷害共済契約をいいます。
	傷害	事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。
ち	治療	<p>医師（注）による治療をいいます。</p> <p>（注） 次のアからウまでのとおりとし、以下同様とします。</p> <p>ア. 当組合が日本の医師の資格を持つ者と同等と認めた日本国外の医師を含みます。</p> <p>イ. 被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師とします。</p> <p>ウ. 柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。</p>
つ	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
ひ	病院または診療所	<p>次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（注）ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。</p> <p>② ①と同等と認められる日本国外にある医療施設</p> <p>（注） 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。</p>

第 2 条 (共済金を支払う場合)

当組合は、被共済者が、共済期間中(注1)に、日本国内または国外においてその身体に被った次の①から④までに掲げる傷害(注2)のいずれかに対して、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約に従い共済金を支払います。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具(注2)との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(注2)の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(注3)に搭乗している被共済者(注4)または乗客(注5)として改札口を有する交通乗用具の乗降場敷地内(注6)にいる被共済者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ③ 道路通行中の被共済者が、次のアからエまでに掲げる事故のいずれかによって被った傷害
 - ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ. 火災または破裂・爆発
 - エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等

(注1) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

(注2) 交通乗用具に積載されているものを含みます。

(注3) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注4) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

(注5) 入場客を含みます。

(注6) 改札口の内側をいいます。

第 3 条 (共済金を支払わない場合—その1)

(1) 当組合は、次の①から⑩までのいずれかの事由に該当した場合、共済金を支払いません。

① 被共済者の自殺

② 共済契約者(注1)または被共済者の故意または重大な過失

③ 共済金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失

④ 被共済者の闘争行為または犯罪行為

⑤ 被共済者に対する刑の執行

⑥ 被共済者の精神障害(注3)または泥酔状態の間に生じた事故

⑦ 被共済者の脳疾患、疾病、心神喪失

⑧ 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当組合が共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、共済金を支払います。

⑨ 被共済者の薬物依存(注3)による事故

⑩ 被共済者が普通共済約款別表4に掲げる運動等を行っている間に生じた事故

- ⑪ 被共済者が、法令に定められた運転資格（注5）を持たないで、または、運転資格の停止期間中に自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑫ 被共済者が、酒に酔った状態（注6）で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑬ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑭ 地震、噴火または津波
- ⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注7）
- ⑯ 核燃料物質（注8）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注9）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑰ ⑭から⑯までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑱ ⑯以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2） 共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注3） 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。（普通共済約款別表5）

（注4） 薬物依存とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の基本分類表番号F11からF19に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。（普通共済約款別表5）

(注5) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注6) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注7) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注8) 使用済燃料を含みます。

(注9) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当組合は、被共済者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第 4 条 (共済金を支払わない場合—その2)

(1) 当組合は、次の①から④までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、共済金を支払いません。

① 次のアからウまでのいずれかに該当する間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(注1)をしている間または道路上で競技等(注1)に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、共済金を支払います。

ア. 被共済者が交通乗用具を用いて競技等(注1)をしている間

イ. 被共済者が交通乗用具を用いて競技等（注1）を行うことを目的とする場所において、競技等（注1）に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間

ウ. 被共済者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等（注1）をしている間または競技等（注1）に準ずる方法・態様により同条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間

② 船舶乗組員、漁業従事者その他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被共済者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

③ 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（注2）以外の航空機を被共済者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間

④ 被共済者が次のアからエまでに掲げる航空機のいずれかに搭乗している間。

ア. グライダー

イ. 飛行船

ウ. モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機

エ. ジャイロプレーン

（注1） 次のアからウまでのいずれかのことを行うことをいいます。

ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習

イ. 訓練。ただし、自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。

ウ. 性能試験を目的とする運転または操縦

(注2) 定期便であると不定期便であるとを問いません。

(2) 当組合は、被共済者が職務として次の①および②に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、共済金を支払いません。

① 交通乗用具への荷物等（注）の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等（注）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（注）の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業

(注) 荷物、貨物等をいいます。

第 5 条 (交通乗用具の範囲)

この特約においては、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限ります。）

	(注) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、モーターハンググライダー・マイクロライト機・ウルトラライト機等の超軽量動力機、ジャイロプレーン） (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水上の乗用具	船舶（ヨット、モーターボート・水上オートバイおよびボートを含みます。） (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

第 6 条（交通傷害通院共済金の支払）

- (1) 当組合は、被共済者が共済期間中（注）に第2条（共済金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、次の①および②のいずれにも該当した場合は、交通傷害通院共済金を共済金受取人に支払います。

(注) 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

- ① 被共済者が責任開始日以後に発生した傷害を直接の原因として、その事故の日から90日以内に医師による治療を開始したとき

② その通院が治療を目的とした通院であること、かつ、共済契約証書記載の免責日数をこえる通院であること

(2) (1) の交通傷害通院共済金は、次の算式によって算出した額とします。ただし、1回の通院についての支払日数は、共済契約証書に記載の日数を限度とします。

$$\boxed{\text{交通傷害通院共済金の額}} = \boxed{\text{交通傷害通院共済金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数}}$$

(3) (1) および(2)の規定にかかわらず、当会は、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなおった時以降の通院に対しては、傷害通院共済金を支払いません。

(4) 被共済者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被共済者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数を(1)②に該当した日数に含みます。

第 7 条 (共済金の支払に関する特則)

(1) 次の①または②に該当する場合には、交通傷害通院共済金は重複して支払いません。

① 被共済者が、同一の日に2回以上前条(1)に規定する通院をしたとき

この場合、1回の通院とみなします。

② 被共済者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき

(2) この特約が付加される主契約において後遺障害共済金が支払われる場合で、かつ傷害入院共済金、交通傷害入院共済金、傷害通院共済金およ

び交通傷害通院共済金が支払われる場合は、合算して主契約の共済金額を限度として支払います。ただし、同一の事故により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害共済金を支払った場合は、それ以降の期間に対しては、傷害入院共済金、交通傷害入院共済金、傷害通院共済金および交通傷害通院共済金は支払いません。

- (3) 当組合は、被共済者が共済期間中に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降に後遺障害共済金を支払った場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の期間に対しては、傷害入院共済金、交通傷害入院共済金、傷害通院共済金および交通傷害通院共済金は支払いません。
- (4) 次の場合には、交通傷害通院共済金は重複して支払いません。
 - ① 被共済者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき
この場合、1回の通院とみなします。
 - ② 被共済者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- (5) 被共済者が通院中に共済期間が満了となった場合でも、共済期間満了の日を含んで継続している通院は、満了前の共済契約の通院とみなします。
- (6) 当組合は、この特約が付加される主契約が失効した場合、交通傷害通院共済金を支払いません。

第 8 条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 次の①および②のいずれかにより、被共済者の被った第2条(共済金を支払う場合)の傷害が重大となった場合は、当組合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 - ① 被共済者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響

- ② 被共済者が第2条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約者もしくは共済金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、共済金を支払うべき傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第 9 条 (事故の通知)

- (1) 被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当組合に通知しなければなりません。この場合において、当組合が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当組合に書面により通知しなければなりません。
- (3) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定のいずれかに違反した場合
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定による通知または説明のいずれかについて知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第 10 条 (共済金の請求)

- (1) 当組合に対する交通傷害通院共済金の請求権については、次の①または②のいずれか早い時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時
 - ② 事故の発生の日からその日を含めて1か月を経過した時
- (2) 共済契約者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、(1)の規定に基づいて60日以内に別表に掲げる書類または証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。
- (3) 共済契約者と被共済者が同一であり、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき共済契約者の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、共済契約者の代理人として共済金を請求することができます。
- ① 共済契約者と同居または生計を共にする配偶者 (注)
 - ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、共済契約者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合、または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注) または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による共済契約者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当組合は、共済金を支払いません。
- (5) 当組合は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
 - ③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類もしくは証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第 11 条 (特約の付加)

- (1) この特約は、共済契約締結の際、共済契約者の申出を受け、被共済者の同意を確認のうえ、当組合が共済契約の申込を承諾した場合、主契約に付加します。
- (2) この特約の責任開始日、共済期間および共済掛金の払込については、主契約と同一とします。

第 12 条 (特約の内容変更)

この特約では、共済金の増額・減額、共済期間の変更および共済掛金払込期間の変更はできません。

第 13 条 (特約の消滅)

次の①または②のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ① 主契約が共済金の支払により消滅したとき
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第 14 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別表

請求書類

共済金の請求書類

項目	必要書類
交通傷害通院共済金	(1) 当組合所定の請求書 (2) 当組合所定の書式による医師の診療証明書 (3) 医療機関照会用同意書 (4) 公の機関の事故証明書 (5) 共済契約証書 (6) その他当組合が普通共済約款第34条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために 欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの

(注) 当組合は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(別紙第9号)

ガン診断特約条項

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
か	ガン	普通共済約款別表6 (ガン診断特約用) に掲げる悪性新生物をいいます。
	ガンの診断確定	医師または歯科医師 (注1) により病理組織学的所見 (注2) によって、ガンと診断確定されることをいいます。 (注1) 被共済者が医師または歯科医師である場合は、被共済者以外の医師または歯科医師とします。 (注2) 生検を含みます。また、病理組織学的所見が得られない場合には、その他の所見を含みます。
き	危険	ガンの発病 (注) の可能性をいいます。 (注) 被共済者以外の医師または歯科医師の診断によるものをいいます。
	共済金	ガン診断共済金をいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって当組合が告知を求めたものをいいます。(注)

		(注) 他の共済契約等に関する事項を含みます。
し	主契約	この特約が付帯される生命傷害共済契約をいいます。
ち	治癒または寛解状態	治療したことにより、ガンが認められない状態となることをいいます。
	治療	医師または歯科医師（注）による治療をいいます。 (注) 被共済者が医師または歯科医師である場合は、被共済者以外の医師または歯科医師による治療をいいます。
ひ	病院または診療所	次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ② ①と同等と認められる日本国外にある医療施設

第 2 条（共済金を支払う場合）

当組合は、被共済者がガンと診断確定された場合は、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約に従い共済金を支払います。

第 3 条（ガン診断共済金の支払）

(1) 当組合は、被共済者が次の①から③までのいずれかの状態に該当した場合は、ガン診断共済金を共済金受取人に支払います。

① 初めてガンと診断確定された場合

② この共済契約が継続契約である場合において、原発ガン（注）が治癒または寛解状態となり、その後初めてガンが再発または転移したと診断

確定された場合

③ 原発ガン（注）とは関係なく、ガンが新たに生じたと診断確定された場合

（注） この共済契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済期間中に既に診断確定されたガンをいいます。

（２）（１）のガン診断共済金は、次の①または②の額とします。ただし、ガン診断共済金の支払は、この特約の共済期間を通じて１回に限ります。

① 被共済者が満60歳未満の共済契約終了日前に支払事由に該当した場合

主契約共済金額の2分の1相当額

② 被共済者が満60歳以上の共済契約開始の日以後に支払事由に該当した場合

主契約共済金額の4分の1相当額

（３）（１）の規定にかかわらず、この共済契約が継続契約である場合において、被共済者が（１）①から③までのいずれかの状態に該当したときであっても、その診断確定日が、この共済契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済期間中に（１）①から③までのいずれかの状態に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、当組合は、ガン診断共済金を支払いません。

（４）（１）の規定にかかわらず、当組合は、この特約が付加される主契約が失効した場合、ガン診断共済金を支払いません。

第 4 条（特約の共済期間の始期）

この特約の共済期間の始期は、主契約の共済期間の始期と同一とします。

第 5 条 (特約の共済期間と支払責任の関係)

- (1) 当組合は、被共済者がこの特約の共済期間中に第3条(ガン診断共済金の支払)に規定する共済金支払事由に該当した場合に限り、共済金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この特約が初年度契約である場合において、被共済者がガンと診断確定(注1)された時が共済期間の初日からその日を含めて10か月を経過した日の翌日(注2)の午前0時より前であるときは、当組合は、共済金を支払いません。

(注1) 被共済者が医師または歯科医師である場合は、このガンの診断確定については、被共済者自身によるガンの診断確定を含みます。

(注2) 「責任開始日」といいます。

- (3) (1)の規定にかかわらず、この特約が継続契約である場合において、被共済者がガンと診断確定(注1)された時が、この特約が継続されてきた初年度契約の共済期間の初日からその日を含めて10か月を経過した日の翌日(注2)の午前0時より前であるときは、当組合は、共済金を支払いません。

(注1) 被共済者が医師または歯科医師である場合は、このガンの診断確定については、被共済者自身によるガンの診断確定を含みます。

(注2) 「責任開始日」といいます。

第 6 条 (責任開始日前のガン診断確定による無効)

被共済者が共済契約締結前または共済契約締結の時からこの特約の責任開始日(注)の前日までにガンと診断確定されていた場合は、共済契約者または被共済者の、その事実の知、不知に関わらず、この特約を無効とします。

(注) 初年度契約の共済期間の初日からその日を含めて10か月を経過した日の翌日をいいます。

第 7 条 (共済掛金の返還—責任開始日前のガン診断確定による無効)

前条(責任開始日前のガン診断確定による無効)の規定により、この特約が無効となる場合は、この特約の共済掛金を返還します。ただし、共済契約締結前に、被共済者がガンと診断確定されていた事実を、共済契約者または被共済者のいずれか一人でも知っていた場合は、当組合は、この特約の共済掛金を返還しません。

第 8 条 (共済金支払事由が発生した場合の通知)

- (1) 被共済者にこの共済契約で定める共済金支払事由が発生した場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、共済金支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に共済金支払事由の内容等の詳細を当組合に通知しなければなりません。この場合において、当組合が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
 - ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合
 - ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第 9 条 (共済金の請求)

- (1) 当組合に対するガン診断共済金の請求権については、被共済者が第3条(ガン診断共済金の支払)(1)①から③までのいずれかに該当した時から、発生し、これを行行使することができるものとします。

- (2) 共済契約者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、(1)の規定に基づいて60日以内に別表に掲げる書類または証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。
- (3) 共済契約者と被共済者が同一であり、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき共済契約者の代理人がないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、共済契約者の代理人として共済金を請求することができます。
- ① 共済契約者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、共済契約者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合、または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注） 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による共済契約者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとしても、当組合は、共済金を支払いません。
- (5) 当組合は、共済金支払事由の内容等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合

② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（2）、（3）または（5）の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合

③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（2）、（3）または（5）の書類もしくは証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第 10 条（共済金の支払時期）

(1) 当組合は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当組合が共済金を支払うために必要な次の①から④までの事項の確認を終え、共済金を支払います。

① 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、ガンの発病の有無、ガンの進行度および被共済者に該当する事実

② 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 共済金を算出するための確認に必要な事項として、治療の経過および内容

④ 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

（注） 共済契約者または共済金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) （1）の確認をするため、次の①または②に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当組合は、請求完

了日（注1）からその日を含めて次の①または②に掲げる日数（注2）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、当組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① （1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

② （1）①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1） 共済契約者または共済金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2） 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）および（2）の期間に算入しないものとします。

（注） 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（4）（1）および（2）の規定による共済金の支払は、共済契約者または共済金を受け取るべき者と当組合があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第 11 条（当組合の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1） 当組合は、共済契約締結の際、共済契約の引受けの判断にあたり必要な限度において、共済契約者または被共済者に対して、事実の調査を行い、また、当組合の指定する医師が作成した被共済者の診断書の提出を求めることができます。

（2） 当組合は、第8条（共済金支払事由が発生した場合の通知）の規定による通知または第9条（共済金の請求）の規定による請求を受けた場合は、共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、当組合の指定する医師が作成した

被共済者の診断書もしくは死体検案書または病理組織学的検査の対象となった標本等の提出を求めることができます。

第 12 条 (特約の付加)

この特約は、共済契約締結の際、共済契約者の申出を受け、被共済者の同意を確認のうえ、当組合が共済契約の申込を承諾した場合、主契約に付加します。

第 13 条 (特約の内容変更)

この特約では、共済金の増額・減額、共済期間の変更および共済掛金払込期間の変更はできません。

第 14 条 (特約の消滅)

次の①または②のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。

- ① 主契約が共済金の支払により消滅したとき
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第 15 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別表

請求書類

共済金の請求書類

項目	必要書類
ガン診断共済金	(1) 所定の請求書 (2) 組合の指定した書式による医師の診療証明書 (3) 被共済者の戸籍謄本 (4) 共済金受取人の本人確認ができる公的証明書 (5) 共済契約証書 (6) その他当組合がガン診断特約第10条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために 欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの

(注) 当組合は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(別紙第10号)

生前共済金給付特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
か	ガン	別表6 (ガン診断特約用) に掲げる悪性新生物をいいます。
き	危険	身体障害の可能性をいいます。
	共済金	生前共済金をいいます。
し	主契約	この特約が付帯される生命傷害共済契約をいいます。
	手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。(注) 〔注〕ドレナージ、穿刺、神経ブロック、診断、生検・腹腔鏡検査等のための手術などは含みません。
	身体障害	傷害または疾病をいいます。
ち	治療	医師または歯科医師 (注) による治療をいいます。 〔注〕 被共済者が医師または歯科医師である場合は、被共済者以外の医師または歯科医師による治療をい

		ます。
ひ	病院または診療所	次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ② ①と同等と認められる日本国外にある医療施設

第 2 条（共済金を支払う場合）

当組合は、被共済者が、共済期間中（注）に、日本国内または国外において被った身体障害に対して、普通共済約款およびこの共済契約に付帯された特約に従い共済金を支払います。

（注） 初年度契約については、責任開始日から、共済契約証書に記載された共済期間満了の日までをいいます。

第 3 条（共済金を支払わない場合）

当組合は、次の①から⑮までのいずれかの事由に該当した場合、生前共済金は支払いません。

- ① 被共済者の自殺
- ② 共済契約者（注1）または被共済者の故意または重大な過失
- ③ 共済金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ④ 被共済者の闘争行為または犯罪行為

- ⑤ 被共済者に対する刑の執行
- ⑥ 被共済者の精神障害（注3）または泥酔状態の間に生じた事故
- ⑦ 被共済者の薬物依存（注4）による事故
- ⑧ 被共済者が、法令に定められた運転資格（注5）を持たないで、または、運転資格の停止期間中に自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑨ 被共済者が、酒に酔った状態（注6）で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑩ 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑪ 地震、噴火または津波
- ⑫ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注7）
- ⑬ 核燃料物質（注8）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注9）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑭ ⑪から⑬の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑮ ⑬以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注2） 共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

（注3） 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。（普通共済約

款別表5)

(注4) 薬物依存とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の基本分類表番号F11からF19に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。(普通共済約款別表5)

(注5) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注6) アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注7) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注8) 使用済燃料を含みます。

(注9) 原子核分裂生成物を含みます。

第 4 条 (生前共済金の支払)

当組合は、被共済者が、共済期間中に次の①から③までのいずれかの身体状態となり、公的医療保険（健康保険等）で認められた範囲の医療による治療を行っても、医学的見地から見て、余命6か月以内と判断される場合、共済契約証書に記載される金額を生前共済金として共済金受取人に支払います。

① ガンの末期状態で、手術等の治療を行っても、余命6か月以内と判断される場合。

② 臓器の移植手術を行わない限り、余命6か月以内と判断される場合。ただし、次のアおよびイの臓器移植の場合に限るものとします。

ア. 肝臓の移植

イ. 心臓の移植

③ ①および②のほか、症状が末期状態で、いかなる治療を行っても、余命6か月以内と判断される時。

第 5 条 (共済金の支払に関する特則)

- (1) 死亡共済金を支払う場合で、既に生前共済金を支払っているときは、支払うべき死亡共済金から既に支払った生前共済金の額を差し引いて支払います。
- (2) 被共済者が、共済契約締結時または締結以前に、既に医師から余命6か月以内と判断されていた場合、生前共済金は支払いません。

第 6 条 (共済金支払事由が発生した場合の通知)

被共済者が第2条(共済金を支払う場合)の身体障害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった身体障害の発生の日からその日を含めて30日以内に身体障害発生の状況および身体障害の程度を当組合に通知しなければなりません。この場合において、当組合が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第 7 条 (共済金の請求)

- (1) 当組合に対する生前共済金の請求権については、被共済者が第4条(生前共済金の支払)に規定する身体状態となり、かつ、余命6か月以内と判断された時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 共済契約者または共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、(1)の規定に基づいて60日以内に別表に掲げる書類または証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。

(3) 共済契約者と被共済者が同一であり、共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき共済契約者の代理人がいな
いときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当組合に申し出て、当組合の承認を得たうえで、共
済契約者の代理人として共済金を請求することができます。

① 共済契約者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、共済契約者と同居または生計を共にする
3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合、または①および②に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）
または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による共済契約者の代理人からの共済金の請求に対して、当組合が共済金を支払った後に、重複して共済金の請求を受けたとし
ても、当組合は、共済金を支払いません。

(5) 当組合は、身体障害の内容等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしく
は証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必
要な協力をしなければなりません。

(6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当組合は、それによって当組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

- ② 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（２）、（３）または（５）の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
- ③ 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（２）、（３）または（５）の書類もしくは証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第 8 条（特約の付加）

この特約は、共済契約締結の際、共済契約者の申出を受け、被共済者の同意を確認のうえ、当組合が共済契約の申込を承諾した場合、主契約に付加します。

第 9 条（特約の内容変更）

この特約では、共済金額の変更および共済期間の変更はできません。

第 10 条（特約の消滅）

次の①または②のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。

- ① 主契約が共済金の支払により消滅したとき
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第 11 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別表

請求書類

共済金の請求書類

項目	必要書類
生前共済金	(1) 所定の請求書 (2) 組合の指定した書式による医師の障害診断書 (3) 医療機関照会用同意書 (4) 被共済者の戸籍謄本 (5) 共済金受取人の本人確認ができる公的証明書 (6) 共済契約証書 (7) その他当組合が普通共済約款第34条（共済金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために 欠くことのできない書類または証拠として当組合が定めたもの

(注) 当組合は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(別紙第11号)

祝金給付特約

第 1 条 (祝金を支払う場合)

当組合は、交通傷害割増特約、傷害入院特約およびガン診断特約の付加された生命傷害共済(注)の加入者に対し、所定の条件を満たした場合に、祝金を支払います。

(注) 以下「主契約」といいます。

第 2 条 (結婚祝金の支払)

前条(祝金を支払う場合)に定める生命傷害共済契約の被共済者が、共済期間開始の日から10か月経過後に婚姻し、その証明を公の機関に届出した場合、主契約共済金額の1,000分の10相当額を結婚祝金として共済金受取人に支払います。

第 3 条 (出産祝金の支払)

第1条(祝金を支払う場合)に定める生命傷害共済契約の被共済者本人または被共済者の配偶者が、共済期間開始の日から10か月経過後に出産し、その証明を公の機関に届出した場合、1子につき、主契約共済金額の1,000分の10相当額を出産祝金として共済金受取人に支払います。

第 4 条 (生存祝金の支払)

第1条(祝金を支払う場合)に定める生命傷害共済契約の被共済者が、満65歳の加入制限年齢に到達し、当該共済契約が満了となったとき、主契約共済金額の1,000分の10相当額を生存祝金として共済金受取人に支払います。

第 5 条 (祝金の請求)

- (1) 当組合に対する祝金の請求権については、第2条(結婚祝金の支払)から第4条(生存祝金の支払)までに規定する所定の条件を満たした時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 共済契約者または共済金を受け取るべき者が祝金の支払を請求する場合は、(1)の規定に基づいて60日以内に別表に掲げる書類または証拠のうち当組合が求めるものを当組合に提出しなければなりません。
- (3) 共済契約者は、慶弔規程等に則り、祝金を、被共済者に支給しなければなりません。
- (4) 当組合は、祝金支払事由の内容等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第 6 条 (特約の付加)

この特約は、共済契約締結の際、共済契約者の申出を受け、被共済者の同意を確認のうえ、当組合が共済契約の申込を承諾した場合、主契約に付加します。

第 7 条 (特約の内容変更)

この特約では、共済金額の変更および共済期間の変更はできません。

第 8 条 (特約の消滅)

次の①または②のいずれかに該当した場合は、この特約は消滅します。

- ① 主契約が共済金の支払により消滅したとき
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第 9 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

別表

請求書類

共済金の請求書類

項目	必要書類
結婚祝金	(1) 所定の請求書 (2) 公の機関の婚姻証明書 (3) 共済契約証書
出産祝金	(1) 所定の請求書 (2) 公の機関の婚姻証明書 (3) 共済契約証書
生存祝金	(1) 所定の請求書 (2) 共済契約証書

(注) 当組合は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

天災危険担保特約

第 1 条 (共済金を支払う場合)

当組合は、この特約が付帯された場合、生命傷害共済普通共済約款第3条(共済金を支払わない場合)(3)⑭および⑰、傷害共済普通共済約款第3条(共済金を支払わない場合)(1)⑭および⑰、傷害入院特約第3条(共済金を支払わない場合)(1)⑭および⑰、傷害通院特約第3条(共済金を支払わない場合)(1)⑭および⑰、ならびに生前共済金給付特約第3条(共済金を支払わない場合)(1)⑪および⑭の規定にかかわらず、次の①または②に掲げるいずれかによって生じた傷害に対しても、共済金を支払います。

① 地震、噴火または津波(注)

② 地震等に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注) 以下「地震等」といいます。

第 2 条 (2以上の地震等の取扱)

この共済契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、この限りではありません。

第 3 条 (特約の付加)

この特約は、共済契約締結の際、共済契約者の申出を受け、被共済者の同意を確認のうえ、当組合が共済契約の申込を承諾した場合、主契約に付

加します。

第 4 条 (特約の内容変更)

この特約では、共済金額の変更および共済期間の変更はできません。

第 5 条 (特約の消滅)

次の①または②のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ① 主契約が共済金の支払により消滅したとき
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

第 6 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

共済掛金口座振替特約

第 1 条 (特約の適用)

- (1) この特約は共済契約締結の際または共済掛金払込期間の中途において、共済契約者から申出があり、かつ神奈川県火災共済協同組合(注)がこれを承諾した場合に適用します。

(注) 以下「組合」といいます。

- (2) この特約を適用するには、次の①および②の条件を満たすことを要します。

- ① 共済契約者の指定する口座(注1)が組合と共済掛金口座振替の取扱を提携している金融機関等(注2)に設置してあること。
② 共済契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から組合の預金口座(注3)へ共済掛金の口座振替を委任していること。

(注1) 以下「指定口座」といいます。

(注2) 以下「提携金融機関」といいます。この場合、組合が共済掛金の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。

(注3) 組合の指定する者の預金口座を含みます。

第 2 条 (共済掛金の払込および共済期間)

- (1) 共済掛金は、生命傷害共済普通共済約款(注1)の規定にかかわらず、払込期月中の組合の定めた日(注2)に指定口座から共済掛金相当額を組合の預金口座に振り替えることによって、組合に払い込まれるものとします。

(注1) 以下「普通共済約款」といいます。

(注2) 以下振替日といいます。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。

- (2) (1)の共済掛金の口座振替による共済期間および責任の始期は、普通共済約款の規定にかかわらず、振替日の属する月の1日(注)の午前0時から1年とします。

(注) 「共済期間開始の日」といいます。

- (3) 口座振替により払い込まれた共済掛金については、組合はその領収証を発行しません。

第 3 条 (共済掛金口座振替不能の場合の取扱い)

- (1) 振替日に共済掛金の口座振替が不能となった場合は、次のとおり取り扱います。

① 初回共済掛金の口座振替が不能となった場合は、共済契約は無効となります。

② ①以外の共済掛金の口座振替が不能となった場合は、振替日の属する月の翌月の振替日に再度共済掛金の口座振替を行います。ただし、月払契約の場合は、振替日の属する月の翌月の振替日に、その月に払い込むべき共済掛金と合わせて2か月分の共済掛金の口座振替を行います。

- (2) (1)②の規定による口座振替が不能となった場合は、共済契約は最初の払い込みがなかった振替日の属する月の1日にさかのぼって効力を失うものとします。

第 4 条 (諸変更)

共済契約者は、指定口座を同一金融機関の他の預金口座に変更することができます。また指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ組合および当該金融機関に申し出るものとします。

第 5 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款の規定を準用します。

(別紙第15号)

初回共済掛金口座振替特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
共済期間	共済契約証書記載の共済期間をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
初回共済掛金	共済契約締結の際に払い込むべき初回の共済掛金をいい、その共済契約に共済掛金分割払特約が適用されている場合には第1回分割共済掛金をいいます。
初回共済掛金払込期日	指定口座から組合の口座に共済掛金を振り替える日をいい、提携金融機関ごとに組合の定める期日をいいます。
提携金融機関	組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された普通共済約款をいいます。

第 2 条 (この特約の適用条件)

(1) この特約は、共済契約締結の際に、組合と共済契約者との間に、あらかじめ初回共済掛金を口座振替の方法により払い込むことについての合

意がある場合に適用されます。

(2) この特約は、次の①・②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

① 指定口座が、提携金融機関に、共済契約締結の時に設定されていること。

② この共済契約の締結および共済契約者から組合への共済掛金の口座振替依頼書の提出が、共済期間の初日の属する月の前月末日までになされていること。

第 3 条 (初回共済掛金の払込み)

(1) 初回共済掛金の払込みは、初回共済掛金払込期日に、指定口座から組合の口座に振り替えることによって行うものとします。

(2) 初回共済掛金払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回共済掛金の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、組合は、初回共済掛金払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 共済契約者は、初回共済掛金払込期日の前日までに初回共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(4) 組合は、口座振替により払い込まれた初回共済掛金を含む全ての共済掛金については、領収証の発行を省略することが出来ます。

第 4 条 (初回共済掛金払込み前の事故の取扱い)

(1) 初回共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込みがない場合には、共済契約者は、初回共済掛金を初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までに組合の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 組合は、共済契約者が初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末日を経過した日までに初回共済掛金を払い込んだ場合には、初回共済掛金払込み前に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通共済約款およびこれに付帯された他の特約に定める共済掛金領収前の当組合の支払

責任に関する規定は適用しません。

- (3) (2)の規定により、被共済者または共済金を受け取るべき者が、初回共済掛金払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して共済金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、共済契約者は初回共済掛金を組合に払い込まなければなりません。

第 5 条 (解除—初回共済掛金不払の場合)

- (1) 組合は、初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末日を経過した後も、初回共済掛金の払込みがない場合には、この共済契約を解除することができます。
- (2) 組合は、(1)の規定による解除を行う場合には、共済契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、共済期間の初日からその効力を生じます。

第 6 条 (諸変更)

共済契約者は指定口座および提携金融機関を変更することができます。この場合、第2条(この特約の適用条件)(2)の条件をいずれも満たしている場合に適用します。

第 7 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(別紙第16号)

共済契約の自動継続に関する特約

第 1 条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	満了する日の内容と同一の内容で継続される共済契約をいいます。
継続証等	共済契約証書または共済契約継続証をいいます。
指定口座	共済契約者の指定する口座をいいます。
他の特約	普通共済約款に付帯される他の特約
提携金融機関	組合と共済掛金の口座振替の取扱を提携している金融機関等をいいます。
払込期日	継続契約の共済掛金を払い込むべき期日をいいます。
普通共済約款	この特約が付帯された普通共済約款をいいます。

第 2 条 (この特約の適用条件)

この特約は、神奈川県火災共済協同組合(注)と共済契約者との間に、あらかじめ共済契約の継続について合意がある場合に適用します。

(注) 以下「組合」といいます。

第 3 条 (共済契約の継続)

- (1) この共済契約の満了する日の属する前月の25日までに、組合または共済契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合には、この共済契約は継続契約とします。以後毎年同様とします。
- (2) (1)の規定によってこの共済契約が継続された場合には、組合は、継続証等を共済契約者に交付します。

第 4 条 (継続契約に適用される特約)

この共済契約が前条(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この共済契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第 5 条 (継続契約の共済掛金および払込方法)

- (1) 継続契約の共済掛金は、継続証等記載の金額とします。
- (2) 共済契約者は、継続契約の共済掛金を継続前契約の共済期間の満了する日までに払い込むものとします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、共済契約者は、組合が指定する提携金融機関に指定口座を設置し、払込期日に指定口座から共済掛金相当額を組合の預金口座に振替えることによって組合に払い込むものとします。

第 6 条 (共済契約の共済掛金払込み前の事故)

- (1) 口座振替による継続契約において、継続契約の払込期日に共済掛金の払い込みがない場合には、共済契約者は、継続契約の共済掛金を払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなければなりません。
- (2) 組合は、共済契約者が払込期日の属する月の翌月末までに継続契約の共済掛金を払い込んだ場合には、継続契約の共済掛金の払込み前の事故による損害、傷害または費用に対して、普通共済約款および他の特約に定める共済掛金領収前に生じた事故の取扱に関する規定を適用しません。

但し、口座振替による継続契約以外においてはこの限りではありません。

- (3) (2)の規定により、被共済者が、継続契約の共済掛金の払込み前の事故による損害、傷害または費用に対して共済金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、共済契約者は継続契約の共済掛金を組合に払い込まなければなりません。

第 7 条 (継続契約の共済掛金不払の場合の解除)

- (1) 組合は、口座振替による継続契約の場合は払込期日の属する月の翌月末までに、それ以外の継続契約の場合は共済期間の満了する日までに、共済掛金の払込みがない場合には継続契約を解除できます。
- (2) 組合は、(1)の解除を行う場合には、継続証等記載の共済契約者の住所にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、継続契約の共済期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第 8 条 (継続契約に適用される共済掛金率)

- (1) この共済契約に適用した共済掛金率が改定された場合には、組合は、共済掛金率が改定された日以後、第3条(共済契約の継続)(1)の規定によって共済期間が開始する継続契約の共済掛金率を変更します。
- (2) (1)の場合において、組合は、この共済契約の満了する月の前月の20日までに継続契約の共済掛金率を変更する旨を、共済契約者に対し書面で通知するものとします。
- (3) 共済契約者が、継続契約の共済掛金率を変更することにつき組合に対し反対の意思を表示した場合には、第3条(共済契約の継続)(1)の規定にかかわらず、この特約は失効します。

第 9 条 (継続契約の通知義務)

- (1) 第3条(共済契約の継続)(1)の規定によりこの共済契約を継続する場合において、共済契約申込書に記載した事項および共済契約証書に組合が承認の裏書をした事項に変更があったときは、共済契約者またはその代理人は、書面をもってこれを組合に通知しなければなりません。
- (2) (1)の通知については、普通共済約款の通知義務に関する規定を適用します。

第 10 条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この共済契約に適用されている普通共済約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。